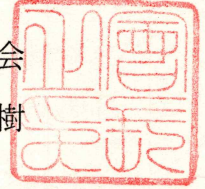


令和3年3月30日

綾瀬市長 古 塩 政 由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会
会 長 永 山 茂 樹



法務局との登記情報連携に関する事務に係るオンライン結合による保有
個人情報の提供について（答申）

令和3年2月8日付けで諮問のあった法務局との登記情報連携に関する事務に係る
オンライン結合による保有個人情報の提供について、綾瀬市個人情報保護条例第13
条第2項の規定に基づき、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

法務局との登記情報連携に関する事務に係るオンライン結合による保有個人情報
の提供については、適当なものと認める。

なお、実施機関においては、本件事務の取扱いにおける情報セキュリティに関す
る関係規程の遵守について必要な措置を講ずることを要望する。

2 諮問する根拠

綾瀬市個人情報保護条例第13条第1項において、オンライン結合により実施機
関が保有個人情報を提供することを原則として禁止しつつ、法令に特別な定めがあ
るとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと
認められるときに限り、オンライン結合による保有個人情報の提供を例外的に許容
している。

また、綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項において、オンライン結合による
保有個人情報の提供を新たに開始しようとする場合には、オンライン結合について
慎重な取扱いを担保するという観点から、綾瀬市個人情報保護審査会（以下「審査
会」という。）の意見を聴かなければならないこととされている。

本件諮問事案は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとする事務の必要性及び公益性並びに個人の権利利益の侵害のおそれの有無に照らし、その実施が適正であるかについて審査会に諮問されたものである。

3 実施機関の主張（オンライン結合による保有個人情報の提供の必要性等）

地方税法の規定により、市町村は、法務局に対し固定資産評価額を通知すべきこととされている。この通知については、従来から書面による通知を行っていたところであるが、書面による通知に代えて登記情報システムに電子化した固定資産評価額に係る情報を登録することにより、法務局が土地及び家屋の固定資産評価額の照会を随時行うことが可能となり、市役所及び法務局の事務の簡素化及び迅速化が実現される。また、当該通知については、将来的に原則オンラインによる受け渡しとする方針が法務省より示されているところである。

さらに、書面による通知以外にも、法務局に登記申請を行う市民等が法務局と市役所を往復して固定資産評価証明書を取得し、持参する方法も行われているが、登記情報システムによるオンライン結合の実現により、市民等が市役所窓口へ直接足を運ぶ必要がなくなるため、登記申請者である市民等の負担を大幅に軽減することが可能となる。

セキュリティ対策について、登記情報システムは、LGWAN（総合行政ネットワーク）と政府共通ネットワークを利用して連絡用連携サーバに接続するものであり、一般のインターネットからは完全に隔離され、確実な安全性が担保された方法によりオンライン結合を行うものである。また、人的セキュリティ対策として、閲覧する端末と職員を最小限に制限し、アクセスログ・操作ログを記録管理するとともに、システム取扱職員には定期的にセキュリティ研修を受講させており、個人の権利利益を侵害するおそれを生じさせないよう、個人情報の漏えい等の対策を万全に施している。

以上より、法務局との登記情報連携に関する事務に係るオンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始するため、綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づき、審査会の意見を求めるものである。

4 審査会の判断

本件諮問事案は、実施機関が主張するとおり、登記情報システムを導入し、オンライン結合による個人情報の提供が実現されることで、事務の簡素化及び迅速化による業務効率化が期待されるとともに、市民にとっても登記申請の際の利便性が向上することが期待されることから、公益上の必要があると認められる。

セキュリティ対策として、登記情報システムによるオンライン結合が一般のインターネットからは完全に隔離され、安全性が担保された方法が確立されていることは評価できるが、個人情報の漏えい等を確実に防止する観点から、法務局及び市役所双方での情報セキュリティに関する関係規程の遵守、特に、情報を取り扱うこととなる職員の範囲の徹底を図ることが、個人の権利利益を侵害するおそれを排除する上でも重要である。

以上のことから、審査会として1の結論に至ったものである。